

本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

さぬき市長 殿

申 込 者 (窓口に来られた方)	住 所	〒 ー	
	ふりがな 氏 名		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	連絡先 ー ー
申込者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 後見人） <input type="checkbox"/> 代理人		

さぬき市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

登 録 を 希 望 す る 方	<input type="checkbox"/> 申込者本人		
	<input type="checkbox"/> 申込者以外 (上記申込者以外の方が通知を希望する場合、右の欄を記入してください。)	住 所	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ 〒 ー
		ふりがな 氏 名	
		生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
通知対象住所	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所以外(市外に転出等する前に住民登録していたさぬき市の住所) さぬき市		
通知対象戸籍	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍 <input type="checkbox"/> さぬき市にある戸籍全て	筆頭者	
	<input type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者についてさぬき市に記入を依頼します。		
<input type="checkbox"/> 通知書の送付先を法定代理人の住所にすることを希望します。			

注 申込の際に次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類(裏面委任状等)

次の欄は記入しないでください。

受 付	登録番号	本人確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 公簿確認 () <input type="checkbox"/> 住基システム入力 <input type="checkbox"/> 戸籍システム入力

(裏)

さぬき市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この本人通知制度は、この申請により登録した者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票の写し等(注1)を第三者(本人等(注2)の代理人又は本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付したときにその事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し、事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者の住民登録地に住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 3 第三者へ住民票の写し等を交付したときは、その内容について、さぬき市個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示の請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同条例の規定により、開示される情報については、制限されることがあります。
- 4 通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、事前登録者と同一の住民基本台帳又は戸籍簿等に記録又は記載されている者であっても登録をしていなければ通知の対象となりません。
- 5 この制度に登録しようとする者(以下「申請者」という。)は、この申請書に必要事項を記入の上、申請者本人であることが確認できる書類(個人番号カード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類をいう。以下「本人確認書類」という。)を提示し、又は提出してください。
- 6 代理人により申請する場合は、前項の本人確認書類に加え代理の事実が分かる書類(法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類、法定代理人以外の代理人の場合は委任状)を提示し、又は提出してください。
- 7 この申込書は、郵便又は信書便により提出することができます。
- 8 この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により登録した住所等の内容に変更が生じた場合は届出が必要です。なお、事前登録者が死亡し、又は居所不明等により住民票が削除されたときは登録を廃止します。

注1 「住民票の写し等」とは、次のものをいいます。

- (1) 住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、削除された住民票の写し若しくは削除された住民票に記載をした事項に関する証明書又は戸籍の附票の写し若しくは削除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍の謄本若しくは抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書又は磁気ディスクをもって調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

注2 「本人等」とは、住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書を請求する場合にあつては、当該住民票に記載された者又はその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を請求する場合にあつては、当該戸籍の附票若しくは戸籍に記載された者又はその者の配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

委任状

年 月 日委任

代理人	住 所	
	氏 名	

私は、上記の者を代理人と定め、本人通知制度事前登録の申込に関する一切の権限を委任します。

(委任者)住 所

氏 名

生年月日

年

月

印

日